

随意契約の結果

【令和6年2月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構中部支社

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
錦中央ビル退去に伴う原状回復工事等業務	契約担当役 中部支社長 郡司 直人 愛知県名古屋市中区栄4-1-1	令和6年2月2日	石黒建設(株) 愛知県名古屋市中村区椿町17-16	121000100522	124,826,365円	123,200,000円	98.7%	本業務は、中部支社が退去する錦中央ビルの原状回復工事等の業務である。 当該法人は賃貸借契約を結んでいるビル所有者の指定業者であり、当該法人が施工することが規定されている。よって、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該法人と随意契約を行ったものである。	-				
中日ビル床O.A.タッピング工事等業務	分任契約担当役 中部支社 総務部長 柴崎 啓一 愛知県名古屋市中区栄4-1-1	令和6年2月7日	ダイダシ(株) 大阪府大阪市西区江戸堀1-9-25	6120001045084	1,122,000円	1,122,000円	100.0%	本業務は、中部支社が入居する中日ビルの設備工事等の業務である。 当該法人は賃貸借契約を結んでいるビル所有者の指定業者であり、当該法人が施工することが規定されている。よって、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該法人と随意契約を行ったものである。	-				
中日ビル共通防護養生費等	分任契約担当役 中部支社 総務部長 柴崎 啓一 愛知県名古屋市中区栄4-1-1	令和6年2月13日	中部日本ビルディング(株) 愛知県名古屋市中区栄4-1-1	8180001038106	1,789,506円	1,789,506円	100.0%	本業務は、中部支社の引越しに伴い、中日ビル側で実施した共用部分の養生に要した費用である。 当該法人は賃貸借契約の相手方であり、当該法人が実施することが規定されている。よって、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該法人と随意契約を行ったものである。	-				
名古屋工事事務所 事務所賃貸借	契約担当役 中部支社長 郡司 直人 愛知県名古屋市中区栄4-1-1	令和6年2月1日	昭和興業(株) 愛知県名古屋市中区権木町2-14	3180001016974	非公表	非公表	非公表	本契約は、名古屋工事事務所移転に伴う事務所賃貸借契約である。当該事務所は、中部支社至近に位置しており、業務を行う上で、利便性等諸条件を満たすものであることから随意契約を行ったものである(会計規程第51条第3項第1号)。	-				
UR名古屋営業センター事務所賃貸借契約	契約担当役 中部支社長 郡司 直人 愛知県名古屋市中区栄4-1-1	令和6年2月20日	(合) エニシオ名駅 東京都千代田区丸の内3-1-1	3010003041104	非公表	非公表	非公表	本契約は、募集案内業務を行うための事務所賃貸借契約である。当該事務所は、名古屋駅の近隣に位置しており、交通アクセスも良く、募集業務を行う上で、利便性等諸条件を満たすものであることから随意契約を行ったものである(会計規程第51条第3項第1号)。	-				
【URコミュニティ】事務所賃貸借契約(名古屋住まいセンター)2階	業務受託者 (株)URコミュニティ名古屋住まいセンター長 小嶋 正彦 愛知県名古屋市中区金山1-1-2-14	令和6年2月19日	(株)第一ビルディング 東京都品川区大崎1-2-2	1010001065445	45,550,296円	45,550,296円	100.0%	当該契約は、住宅管理センター業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も継続中であり、引き続き当該物件を住宅管理センター事務所とすることが業務遂行上必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-				
【URコミュニティ】宅配ボックス保守管理業務(桜田団地)	業務受託者 (株)URコミュニティ名古屋住まいセンター長 小嶋 正彦 愛知県名古屋市中区金山1-1-2-14	令和6年2月22日	(株)フルタイムシステム 東京都千代田区岩本町2-10-1	4010001028473	1,538,328円	1,538,328円	100.0%	本業務は、機構賃貸住宅における団地内に設置されたフルタイムロッカーの保守・点検業務である。設置会社であるフルタイムシステムは、フルタイムロッカーに関する全ての問い合わせ・苦情・依頼に応えられる24時間での管理体制が整っており、居住者サービスを実現する中で、効率的・機動的・合理的に実施する体制・能力を有する。よって、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき随意契約を行ったものである。	-				